

1

元文三年、大坂堀江橋辺に、かつらや太郎兵衛といふ者あり。大船をもつて船長・水主を養ひて、北国通路させて、是を渡世とす。船に乘行ものを沖船頭といえり、家に居て懸引するものを居船頭と云。太郎兵衛は此居船頭なり。沖船頭は新七といふものなり。然るに、去る辰の年にや、新七に申付、出羽の国秋田へゆく人の方より、米を多く積て、運賃をとり、大坂へのぼるとき、海上にて風あらくして、船も損じけれども、漸に助命して大坂へ歸るに、新七は、今幸ひに米も多きいまだ残り、あり躰にせば、米主へつぐの(な)ひ可申処、詮残らず破船の分にせんと、残米を潜(港)へ賣はらひ、金子にして、船をば水船にして大坂へ歸り、太郎兵衛にひそかに申よう「此度海上にて難風の次第、津々浦々追も存じたる事なれば、かやうに計らひたり」とて、右の金子を出し渡しければ、太郎兵衛、是は邪なる事とは思ひながら、當然の金子に心ひかれて、必々人にもらす事なかれと、深くかくし、扱、人を遣し、彼水船をもつりはらひ、其浦の法にまかせて事濟けり。然るに、前の米主、後々怪しと思ふ事有て津々浦々を尋ねとひ、此旨を聞出しければ、則大坂の奉行所へ訴へ出たり。扱は太郎兵衛が船頭新七を召ける所に、此もの此事を聞よりも行方なく逃失ける。依之船主太郎兵衛を召れ、新七尋の内、牢舎被仰付、妻子をば町内へ預られ、かくて新七を尋れども、去午の年迄三年見はず、今は新七代りとして、太郎兵衛罪科極りて、午霜月廿三日、高札に罪の趣き書き記して、木津川口に三日さらし、

2

3

同廿五日、きらるべきに極りける。然る処、太郎兵衛が娘いち十六才、次にまつ十四才、其次長太郎十才、その次とく八才、其次初五郎六才、如此子ども五人あり。いづれも父牢舎の時より久しく預けられ、世間の事知らず喜しけるに、父の噂の聞まほしくおもふ折がら、去るものありて、来る幾日切らるべき也といふ沙汰を聞ゆへ、能々尋聞ば、父の事なりと、廿三日に聞出したり。姉いちはずさら食をもくわず、終夜ね入りもせず、ため息して、独言をいふに、母と三人の子共もよくねりたる。妹のまさ、是をき、「姉さま、私もいねられず、悲しさ」といふ。姉さあらばものいわんとて、耳元へより、「父の罪を犯し給ふも、我々を養わんため也、然らば今度、父の命に代らん事を、御奉行所へ願ひ奉らん。長太郎は養生なり。男なればとめ置、父母の養ひをさせん。初五郎は未幼けなければ、残しても詮なし。我等に随はしめん」と。斯て起出て燈によりて書けるは、「親の代りに子ども五人と申ながら、長太郎は義理ある事に候。のこり四人を親の代りに命御取被下候は、難有可奉存候」と認入て、御奉行所に出んとするに、御奉行所はいつ方とも知らねば、長太郎を起して案内させる。その夜寒気つよくありしかとも、事ともせず行しが、程なく夜は明けたり。長太郎もかくと聞て、「我れも願に入給へ」といふに、姉兩人きゝいれず、漸々御奉行所へ行至りぬ。其時、御城代太田備中守殿、両町奉行は、稲垣淡路守殿・佐々美濃守殿御勤番なり。月番美濃守殿たり。御番衆中、此もの共の願ひを聞し召、「最早罪科極りたり、明日きらるべきものに、何の願ひ叶わぬ事ぞ。早々罷立帰れ」と、あらゝかにいへども、泣しづみて帰らず。此段

美濃守殿聞れけれども、詮かたなく、「不便のものゝ願ひ
 哉、物をとらせ、すかせて歸せよ」とありければ、錢など賜り
 て歸れとあれば、「親の命をこそは乞奉り候。 錢など何い
 かはせん」と推かへして、人々引立れども足たゝず。漸々と
 送り出し給ひけり。折しも備中守殿も、外の公事にて
 此館へわたり給ふ。 美濃守殿のたまふやう、「今日かゝる哀れ
 なる願ひこそ候」とありしまゝ物語りし給ひければ、委し
 く聞し召、「扱々不便の事也、併實か偽りかの處を

糾し見ばやと存じ候まゝ、明日罷出候様申て、召出して
 尋問ん也」と。 廿四日、備中守殿も美濃守殿館へ入給ひ
 ければ、則町の年寄五人のもの召つれ、召出べしと被
 仰付故、皆々召連出候処、白洲には、せめとはるべき道具
 をかざり、さらんばさらんづ有さまにて、其前にかしこまら
 せ、被仰出には、「汝等が願ひ無益の事也、身代りに立んと
 いふも、今吉度父に逢んためなるべし。願ひのごとくに成
 ても、先汝等を殺して、後に父を免すべきなれば、
 逢ひ見ん事あるべからず。さもあれば、父殺されて逢
 見ぬ事も、かわる事なし」との給へば、姉畏りて申やう

「其事もとく存じ奉り候、父の命さへ御免し被下候はゞ、
 逢見ぬ事も、いさゝか恨み奉らじ」と申上る。「さあらば、かゝる
 苦しみ、かゝる責あり」と、数々いひ聞かするに、「たとへいか
 やうの苦しみなりとも受候べし」と、少しも滞りなく申上る
 處、また「此願ひに母を除きたるはいかに」とあれば、「我々
 命失わんとおもひ立、子共にいかにも死ねと申す母や
 候べき、夫ゆへ知らせ不申参り候」といふ。 偕又、「長太郎はいか
 に」とあれば、「乍恐私独りの願書有之候」として差出しぬ。

「親子のたね違ひ候へ、其恩をうけたるは同じ事、其上
 母の身代りならば、女子なるべし。父の身代りにて候へば、この

長太郎が命を召とらるべき事に候」と進み出たり。「つくは
 いか」とあれば、色をかへたり、初五郎はかしらをふり
 ぬ。 是また哀れ也。 又こそ召出されめとて、其日は帰
 されたり。 明れば廿五日、父が切らるべき其前夜、町年
 寄へ下知ありて、「明日五人のものを召連出べし」と
 被仰付たり。 則廿五日、五人のものを召連出候處に、被仰渡
 けるは、「此程彼等が願ひ不便なれば、江戸表へ伺ひ申
 の間、父が命さし延られ、牢舎へめしかへさるゝ、子共
 ども、まづく難有ぞんじ奉るべき」むねなれば、何れも
 先難有存じ宿へ帰りぬ。 かくて元文四年三月二日、
 また候、五人ながら召出され候ては、「太郎兵衛事、死罪つみ
 ふかしといへども、今年大嘗会行われたる赦として、命
 を御助け、大坂北・南組・天満の三郷の地を御かまひ、汝等が
 願ひにて召赦さるゝにてはなけれども、願の志不便に
 思召あげられ、御評議もあればこそ、去年より只今迄

の程も過ぬ、子供にはかまひなし。 近辺のもの憐み片付
 くべき道もあらば、何方へも身を寄せさすべし。 先四年
 が間、父を見ざる也。 此後めぐり逢ん時もあるべし、暇乞
 さすべし」とて引あみするに、父は子をいだき、子は父を
 さゝぐる様にして、嬉し泣きになく計也。 其座にあり
 合たる人、上より下に至る迄、いづれもなみだを流さぬ者
 もなかりき。 見聞の人、各袖をぞしほりける。 道有る
 御代の御恵み申すも中々おろかなり。

右の趣、其町の役人金蔵何某の書記したるを、乞求
 めて、元文四年三月廿三日に写し畢ぬ。